

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、鳥取県公報  
を 部購読したいので、購読料金を 円を添えて申  
し込みます。

昭和 年 月 日

住所  
氏名

(団体の場合は、団体名  
及び代表者名)

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

告 示

◇告 示 生活保護法による指定医療機関からの届出  
結核予防法による指定医療機関の辞退

健康保険法による保険医療機関でなくなったもの  
健康保険法による保険医でなくなったもの  
国民健康保険法による国民健康保険医でなくなったもの  
国民健康保険法による療養取扱機関でなくなったもの  
鳥獣保護区の存続期間の更新

◇公安告示 保安林の解除予定  
道路の位置の指定  
二級河川の指定  
道路交通法による総間の実施

名称	所在地	診療科名	廃止理由	廃止年月日
岸田医院	久高郡青香町亀尻四六の二	内科、小児科	開設者死亡のため	昭和三十三年十二月二十日
城野医院	鳥取市茶町十	内科、小児科	開設者死亡のため	昭和四十一年一月十三日

鳥取県告示第百十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に

鳥取県告示第百十六号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一  
項の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり届出があつたので、同規  
則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗



より、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則  
(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年三月十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗  
届出年月日 指定医療機関の名称 所在地  
昭和四十一年三月五日 浜本医院 岩美郡湯部村大字細川三二番地

鳥取県告示第百十八号  
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ十二の規定により  
指定を取り消したことに伴い、指定医療機関でなくなつたものについて、保  
険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関す  
る政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により次のとおり告  
示する。

昭和四十一年三月十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗  
診療所の名称 所在地 指定の取消年月日  
大島歯科医院 八頭郡船岡町船岡 昭和四十一年二月十五日

鳥取県告示第百十九号  
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ十三の規定により  
登録を取り消したことに伴い、保険医でなくなつたものについて、保険医療  
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により次のとおり告示する。  
昭和四十一年三月十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗

大島歯科医院 八頭郡船岡町船岡 昭和四十一年二月十五日

鳥取県告示第百二十二号  
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令(昭和二十八年政令第二百五十四号)  
第七条第二項の規定に基づき、昭和三十六年二月七日付け鳥取県告示第八  
十二号により設定した鶴ノ池鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した  
ので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百  
八号)第十八条の規定により告示する。  
昭和四十一年三月十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗

更新する存続期間  
昭和四十一年三月十六日から  
昭和四十六年三月十五日まで

鳥取県告示第百二十三号  
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令(昭和二十八年政令第二百五十四号)  
第七条第二項の規定に基づき、昭和三十八年三月一日付け鳥取県告示第八  
十号により設定した八橋鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新したので、  
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)  
第十八条の規定により告示する。  
昭和四十一年三月十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗

更新する存続期間  
昭和四十一年三月十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗

歯科医師の氏名 登録の記号及び番号 登録の取消の年月日  
大島 伴人 鳥南一八〇 昭和四十一年二月十五日

鳥取県告示第百二十号  
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十九条の規定に  
より登録を取り消したことに伴い、国民健康保険医でなくなつたものについ  
て、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬  
劑師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規  
定により次のとおり告示する。  
昭和四十一年三月十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗

歯科医師の氏名 登録の記号及び番号 登録の取消の年月日  
大島 伴人 鳥南一七三 昭和四十一年二月十五日

鳥取県告示第百二十一号  
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十八条の規定に  
より同法第三十七条第一項の規定による申出の受理を取り消したことに  
伴い、療養取扱機関でなくなつたものについて、療養取扱機関の申出の受理並  
びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十  
三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示す  
る。  
昭和四十一年三月十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十一年三月十五日から  
昭和四十八年三月十五日まで

鳥取県告示第百二十四号  
次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律  
第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。  
昭和四十一年三月十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡岩美町大字浦富字中浜二四七五―二〇三、字浜通り二四七五―  
一九一、二四七五―一九三(以上三筆について、次の図に示す部分に限  
る。)、字中浜二四七五―二〇一、二四七五―二〇二、字浜通り二四七  
五―一九四から二四七五―二〇〇まで

二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備  
三 解除の理由  
駐車場敷地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び岩美町役  
場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百二十五号  
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定に  
よる申請に基づき、次のとおり昭和四十一年三月九日道路の位置を指定し  
たので、同規則第十条の規定により告示する。



日野川水系		佐陀川水系		甲川水系		谷川水系		矢管川		勝田川			
名称	野本川	名称	甲川	名称	谷川	名称	矢管川	名称	勝田川	名称	勝田川		
上流端	左岸 西伯郡岸本町大字押口字村ノ上二十二番地先 右岸 同町同大字字大林九百五十三番地先	上流端	左岸 西伯郡大山町大字羽田井字萩原千八百四十五番地先 右岸 同町同大字字古畑千四百二十三番の一地先	上流端	左岸 西伯郡大山町大字稲光字田中七百七番の二地先 右岸 同町同大字字里坊六百七十四番の二地先	上流端	左岸 東伯郡赤碓町大字山川宇勝田川頭西平八百七番の三地先 右岸 同町同大字字鳴子谷平八百二十番の三地先	上流端	左岸 東伯郡赤碓町大字山川宇勝田川頭西平八百七番の三地先 右岸 同町同大字字鳴子谷平八百二十番の三地先	上流端	左岸 倉吉市長谷字原敷通九十三番地先 右岸 同市長谷字大本防百八十三番地先	上流端	左岸 倉吉市長谷字原敷通九十三番地先 右岸 同市長谷字大本防百八十三番地先
下流間	左岸 西伯郡岸本町大字押口字上ノ欄二百十三番地先 右岸 同町同大字字旗ヶ坂二百二十一番の二地先	下流間	二級河川甲川の現在の上流端	下流間	二級河川勝田川の現在の上流端	下流間	二級河川勝田川の現在の上流端	下流間	二級河川勝田川の現在の上流端	下流間	二級河川北谷川への合流点	下流間	二級河川北谷川への合流点

昭和41年3月15日 火曜日 鳥取県公報 第3715号 (第三種郵便物認可)

勝田川水系		原川水系		天神川水系		勝田川水系	
名称	山田川	名称	原川	名称	加茂川	名称	加茂川
上流端	左岸 倉吉郡吉谷町大字山田字一竹前二十五番地先 右岸 同町同大字字坂前五十八番の二地先	上流端	左岸 東伯郡泊村大字原字二ノ須礼四百六十一番の十二地先 右岸 同村同大字同字四百六十一番の三十四地先	上流端	左岸 東伯郡三朝町大字柿谷字太郎田屋敷千二百六十六番地先 右岸 同町同大字字治平田千二百六十番地先	上流端	左岸 東伯郡三朝町大字柿谷字太郎田屋敷千二百六十六番地先 右岸 同町同大字字治平田千二百六十番地先
下流間	二級河川勝田川への合流点	下流間	二級河川勝田川への合流点	下流間	二級河川加茂川への合流点	下流間	二級河川加茂川への合流点

- 8 鳥取市東町三丁目一四五 自動車等運転者 西原 隆治
- 9 鳥取市南隈三九 自動車等運転者 大西 文蔵
- 10 鳥取市宮長一八七 自動車等運転者 米沢 正美
- 11 鳥取市妙徳寺一三六 自動車等運転者 山川謙太郎
- 12 鳥取市賀露町一四六〇 自動車等運転者 桑原 泉
- 13 鳥取市富安一七五の九 自動車等運転者 漆原 正春
- 14 鳥取市吉方二丁目一〇六の二 自動車等運転者 小谷武之助
- 15 岩美郡国府町宮の下六三の三 自動車等運転者 坪井 弘
- 16 八頭郡河原町大字高福六一九 自動車等運転者 水木 茂
- 17 八頭郡用瀬町大字用瀬二五六 自動車等運転者 吉田 健男
- 18 八頭郡智頭町大字西野四五八の四 自動車等運転者 浅見 健
- 19 気高郡鹿野町大字今市 自動車等運転者 亀田 勇
- 20 気高郡青谷町大字青谷四〇〇一 自動車等運転者 山内 修
- 21 気高郡気高町大字上光五六六の一 自動車等運転者 山中 重夫
- 22 気高郡鹿野町一四四 自動車等運転者 鳴瀬 和昭
- 23 自吉市大宮一〇三の一 自動車等運転者 田中登貞夫
- 24 自吉市福積六九九 自動車等運転者 小谷 広見
- 25 自吉市尾田四二 自動車等運転者 牧原 孝明
- 26 倉吉市上井二丁目一一の五 自動車等運転者 竹本 正夫

鳥取県公安委員会告示第十号  
 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。  
 昭和四十一年三月十五日  
 鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

一 聴聞の期日及び場所  
 昭和四十一年三月二十四日 午前九時から  
 鳥取市東町 鳥取県警察本部内(県庁七階)

- 鳥取県公安委員会委員会室  
 二 聴聞当事者の住所及び氏名
- 1 岩美郡岩美町黒谷六〇の一 自動車等運転者 飯野 登
  - 2 鳥取市湖山町二八三六 自動車等運転者 船越 利道
  - 3 鳥取市湖山町 鳥取大学建設工事場 大林組内
  - 4 鳥取市松上三三五の二 自動車等運転者 玉野 敏昭
  - 5 鳥取市中砂見六七五 自動車等運転者 佐藤 規一
  - 6 鳥取市吉成四六〇の一 自動車等運転者 石本 愛治
  - 7 鳥取市旗坂四五六 自動車等運転者 梶村 広寿

加茂川

名称	上端	下端	間
左岸 米子市新山字カハヤ原前千六番の一他先	右岸 同市新山字清水九百五十二番の一他先	二級河川加茂川の現在の upstream 端	
左岸 鳥取市福南字南郷町百十九番の一他先	右岸 鳥取市福南字小深田千六百七十八番地先	二級河川日野川への合流点	
左岸 鳥取市日野町大字宮下千六百九十六番地先	右岸 同町同大字大字大深田千七百六番地先	二級河川小原川への合流点	

備考 この表中下流端に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端の欄に記載されている場所から海に至るものとする。

### 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読を希望される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金(1部月極め300円。郵送料を含む。)を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、鳥取県公報  
を 部購読したいので、購読料金 円を添えて申  
し込みます。

昭和 年 月 日

住所  
氏名

(団体の場合は、団体名  
及び代表者名)

## 鳥取県知事 石破二郎殿

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
たるときは、  
その翌日)

鳥取市銀治町  
自衛隊鳥取地方連絡部

- ◇告示 二等陸士等の採用試験の日時及び場所  
土地改良事業の認可  
土地の用途廃止
- ◇教委規則 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施  
昭和二十五年八月鳥取県公安委員会告示第五号の廃止
- ◇公告 鳥取県育英奨学生募集

### 告示

鳥取県告示第百二十九号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百七十七条第一項及び第百十八条の規定に基づき、昭和四十一年度第一次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の日時及び場所を次のとおり定め、同令第百七十七条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年三月十八日

鳥取県知事 石破二郎

- 日 時  
昭和四十一年三月十七日及び十八日  
午前九時から午後四時まで
- 昭和四十一年四月四日及び五日
- 昭和四十一年四月二十日及び二十一日
- 昭和四十一年五月五日及び六日
- 昭和四十一年五月二十八日及び二十九日
- 昭和四十一年三月十八日
- 昭和四十一年四月二十日
- 昭和四十一年五月二十九日
- 昭和四十一年三月二十七日
- 昭和四十一年四月三日
- 昭和四十一年四月十九日
- 昭和四十一年五月八日



倉吉市仲之町  
自衛隊倉吉分駐所

米子市西三輪  
陸上自衛隊米子駐とん部隊